

鹿 教 文 第 661 号
令和 7 年 11 月 7 日
(文化財課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う天然記念物等の適切な保護・管理
について（通知）

令和 7 年 11 月 7 日に鹿児島大学が実施した出水市荒崎地区及び江内地区の環境試料（水）の
遺伝子検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出されました。

ついては、貴管内において飼育されている「薩摩鶏」や「地頭鶏」、「インギー鶏」などの
国及び県指定天然記念物（鳥類）等の保護・管理が適切に行われるよう下記に基づく対応等
について関係者への周知をお願いします。

記

- 1 飼育されている天然記念物等について、可能な限り、野鳥・野生動物と接触させないよ
うにすること（具体的には、飼育小屋に入れる、防鳥ネット・防鳥器 具を設置する等飼養状
況に即した措置を講じること）。
- 2 飼育されている天然記念物等に、可能な限り、一般の市民が給餌等により直接 接触しな
いようにすること。
- 3 飼養場所等は定期的に適切な消毒を行うこと。
- 4 定期的な健康観察に努め、異常があった場合には直ちに家畜保健衛生所に通報すること。

【問合せ先】

指定文化財係 担当：切通，森

電 話 099(286)5355 【直通】

E-mail bunkazai@pref.kagoshima.lg.jp